

(5) 主に利用されてゐるのは C.H. Philips (ed.): *Historians of India, Pakistan and Ceylon*. Oxford, 1961 である。

(6) しかし、全般的な言を Historical Method の方が史料としての記述はより詳細である。

(7) ただ、シャースタリー氏の記述は、史料に限られていて、研究書にはふれていない。今記しようとした、概説書のない現状を考えれば、ここでそれを多少とも補つておくのも意味があるであらう。

ヴァシヤナガル期以前の南インド全般については、時期と地域が限定されるが、R. Sathianathaier: *Tamilaham in the 17th Century* (Madras, 1956) が、V. Vriddhagrisan: *The Nayakas of Tanjore* (Annamalainagar, 1942), R. Sathyanatha Aiyar: *History of the Nayakas of Madura* (Oxford, 1924), K.D. Swaminathan: *The Nayakas of Ikkeri* (Madras, 1957), C.S. Srinivasachari: *Histoire de Gingi* (Pondichery, 1940) 等の研究書がある。マラータの進出については C.K. Srinivasan: *Maratha Rule in the Carnatic* (Annamalainagar, 1945) がある。

また、最近発表された

N. Mukherjee: *The Ryotwari System in Madras* (Calcutta, 1962), Dharma Kumar: *Land and Caste in South India* (Cambridge, 1965), R.F. Frykenberg: *Guntur District 1788-1848* (Oxford, 1965), T.H. Beaglehole: *Thomas Munro & the development of administrative policy in Madras 1792-1818* (Cambridge, 1966) は夫々異じた問題としての特殊研究ではあるが、それらの扱つてゐる時代・問題についての資料をうかがう上からも、有益な著作である。

ラナジット・シン著

シンガルに対する所有権の支配

——永代定租制の理念に関する一試論——

高 島 稔

E.H. トウクス「イギリスの功利主義者たちとインド」(一九五九) 以来の欧米における近代インド史研究の動向として、植民地支配政策の源泉をヨーロッパの諸思想、諸学説に求めて、両者の関係を追求することが、さかんに行なわれてゐる。本書はそのような新しい動向から生まれた一研究であ

り、従来この系列の研究が主に英米人のなす所であつたのに對し、インド人の著作である点が、ひとつの注目すべき特徴といえる。

* この新しい動きは日本のインド史研究者の間にも影響を与えており、松井透氏の一連の論述（「思想」四八九、四九八、「インド文化」六一）が現われている。

著者はカルカッタ大学卒業後ジャダヴプル大学で歴史を教え、北京、モスクワ、ワルシャワ、パリ、ロンドン、シカゴなどを訪れて教育・研究に従事した後、英国のサセックス大学で教職に就いた人であり、私自身も滞英中、何かと教示を受けた思い出がある。まとまつた著書は本書のみであるが、他に数篇の雑誌論文があり、史料集の編集・刊行をも行なつている。

本書は同氏のバリ留学中の研究成果をムートン社の『海外世界史叢書』の一巻として発表したもので、フィリップ・フランシスの地租制度改革案の思想史分析を主内容とする。序文によると、フランス革命の礼讃者であつたフランシスの提案に淵源する永代定租制がどうして擬似封建的なザミーンダリー制を生んだのか、という著書の学生時代に抱いた疑問がこの研究の出発点となつた、ということである。

まず各章節の表題と内容の摘要とを以下に掲げ、論評は後にまわす。

第一章 序説 (pp. 11-19)

永代定租制は一七六五年以前における東インド会社の税務行政経験の直接の所産としてでなく、七二年以後のイギリス本国におけるさまざまな東インド論の綜合として形成されきたつたもので、当時のヨーロッパ諸思潮の合流が永代定租制をもたらしたと解せられる。永代定租制の思想的底流は、①重商主義、②重農主義、③自由貿易論であり、それぞれの論客として、①については、A、アレクサンダー・ドゥワ (Alexander Dow, ?-1779) ②については、B、ヘンリー・パテラ (Henry Patullo 生没年不明) C、フィリップ・フランシス (Philip Francis, 1740-1818) ③については、D、トマス・ロー (Thomas Law, 1759-1834) E、チャールズ・コーンウォリス (Charles Cornwallis, 1st Marquis & 2nd Earl of, 1738-1805) が挙げられる。これらには思想上の相違だけでなく、個人的な履歴や社交関係についても差があつたが、私有財産制維持を政治権力の根本原則とする点では、一致していた。

第二章 初期の諸論点 (pp. 20-60)

一七七二年から東インド問題についているいろいろな著述がイギリスで現われるが、これらは、(一)特定のインド政策の問題についての批判・弁明を骨子とするもの、(二)インドの問題をヨーロッパの思想による分析の対象とし、インド問題の将来

を一般的なかたちで論じたもの、に大別される。後者の研究はインド政策の理解のためにも、十八世紀諸思想の理解のためにも不可欠である。

第一節 アレクサンダー・ダウ (pp. 21-42)

ダウのインド論のうち、インドの社会・政治の理解にはモンテスキューとニコラス・アンソニー・スリブリー・ランジュとの影響がみられ、イギリス人の政治的支配についてはホップズの影響がみられる。かれの経済観は重商主義的である。ダウによれば、ムガル朝下のインドは、私有財産の不在と、それにもかかわらずそれに補充代位する仁慈ある専制主義と、たえざる貿易差額の順調がもたらす正貨の流入によつて特徴づけられる。かかる状況下の繁栄はしかしながら一七六五年以降イギリス人によつて破壊され、急激な貨幣の流失が経済的衰退をもたらした。土地政策面ではムガル政府によるザミーン・ダールに対する監督や勸農政策がなくなり、請負制度が導入されたため、請負人などによる農民の収奪が横行された。繁栄の回復とは、ダウにとつては貨幣量の増大、正貨の流入と同義であり、地租¹土地政策も復興政策の一環として位置づけられる。ダウはこの面の政策を、私的土地所有権の定立と、地租額の永代査定による土地財産の保障とに求め、土地所有額に上限を設定しその長子単独相続を防止すべきことを主張した。私的土地所有が確立されれば土地は売買されるよ

うになり、貨幣と人口とがベンガルに流入する。かくて商工業の繁栄がもたらされる。また、私有財産の保障は、征服によつて主権者となつたイギリス人に対する原住民の忠誠を確保するためのものでもあつた。ダウの所論はフランシスと一致する点もあるが、(一)農業を独自の生産部門として認めず、(二)ムガル朝下のインドに土地私有の存在を認めない、という点で、まったく異なつていた。

第二節 ヘンリー・パテュロ (pp. 43-49)

パテュロはスコットランド人を祖先とするフランスの農政学者であつて、かれのベンガル農業論はベンガルと旧体制²下のフランスの農業状態との類比によつて展開されている。パテュロはフランソワ・リケネーの影響を強く受けており、ベンガルの衰退した農業を復興させるためには、土地への資本投下の条件を造出することが必要であると考え、資本投下の条件として私有財産制の確立、定租制の実施を提案した。重農主義者パテュロは農業を社会的諸産業部門・諸階級の存立の基礎として把握していた。なおかれは、ベンガル農業の復興を基礎として、イギリス産業の製品販売、原料購入市場が形成されることを、展望していた。

第三節 監督官たちと請負制度の拒否 (pp. 49-60)

地租¹土地政策の立案においてフランシスを補佐したブルニヤ県監督官ジョージ・デュカレルとラージュチャーヒ県監

督官 C・W・ボートン・リワズの両名をとりあげ、かれらが行政現場で形成した政策的見解、両県の農業・農制の状態を説明する。

* 一七六九年にベンガル・ビハール両州の各県に任命された官職で、当時は *Supervisor* と綴られたが、本書では *Supervisor* となつてゐる。一七七二年に収税官 (*Collector*) と改称された。

第三章 フィリップ・フランシスの性格と政見 (pp. 61-89)

第一節 フランシスに対する評価 (pp. 61-64)

著者は従来の史家がフランシスに不当に低い評価しか下してこなかつた理由を、かれの政敵ウォレン・ヘースティングズに対する一般の評価の高さが、逆にもたらしたものととして説明する。

第二節 若きアルキビアデス (pp. 64-89)

フランシスが幼時から権力志向型の性格をもち、渡印前には外交官・政治評論家として政治的かけひきの技術を身につけたこと、インド問題では外的批判者の立場に終始したこと、ヘイスティングズとの対比において論じる。

第三節 公德の探究 (pp. 89-90)

ここではイギリス政界におけるフランシスの思想・行動を説明する。著者によれば、かれは私生活において清廉であり、公生活においても一定の信条——「自由」の実現と「所有権(財産)」の擁護——を私的利益を無視してまで主するもの

イブの人であつた。そしてこの信条の主張のはげしさは、個人的な失意を通じてさらにつよめられたという。例ばアメリカ独立戦争に際し、はじめは独立に反対していたが次第に態度を変え、遂には積極的な賞讃者に転じたこと、奴隷廃止に賛成したこと、エドマンド・バークとの交友を犠牲にしてフランス革命を弁護したこと、選挙制度改革に挺身したこと、などのうちにこれを見ることが出来る。しかしフランシスの改革案は、常に留保条件つきのもので、例えば奴隷廃止は奴隷解放と同義でなく、奴隷に土地を与えてその役務内容を変えることであり、選挙制度改革にしても有権者を地方税納入者にまで拡大しそこで止める、という程度であつた。

第三章 一七七六年の計画 (pp. 90-159)

第一節 計画の範囲と方法 (pp. 92-95)

フランシスが一七七六年に提出した計画の特徴は、第一にそれが単なる財政計画でなく植民地支配体制を永久的に保証するための経済・法制一般にわたる包括的なものであつた点にあり、第二は十八世紀啓蒙思想の掲げた政治・経済理論を、個々の事実を無視して、インドに演繹適用した点にあつた。第一の点は従来の研究者が不当にも無視してきた所であり、第二の点はかれと実務家ヘイスティングズとの争点となつたものである。

第二節 永代定租制の政治経済学 A 農業綱領 (pp. 96

-126)

フランス案はザミンダールを土地の私的所有権者とし、その所有権を永代的に固定された地租とともに保障することを提案するものであつたが、この結論は現地での觀察からではなく、モンテスキュー、ヴォルテール、ケネーら重農学派その他の、ヨーロッパ的理論の適用によつて主として達せられた。重農学説の一支柱は私有財産ことに私的土地所有の擁護にあり、地主農業経営者^{II}農業資本家による農業部門を基軸とする資本主義発展を構想する。またそれはイギリスの法学者ブラックストーンとともに、社会秩序としての不平等の存在を積極的に容認し、主権者と一般大衆との間に地主・貴族階級が介在することを当然視する。このような私的土地所有者・地主貴族の階級を、フランスはザミンダールに見出すわけであり、そのような立場から、ヘイスティングズも論理的には採用していた皇帝ないし国家を唯一の土地所有者とみなす通説を、ヴォルテールを引用しつつ批判して、私的土地所有がムガル朝下に確立されていたと考へる。そして請負制度はかかる私的土地所有権を侵犯したばかりでなく、全階級を貧窮のうちへ水平化し去ることによつて社会秩序を破壊するものとして、攻撃される。ザミンダリー制は、フランスにとつては、重農学説の実現であるとも、かれが解釈した歴史的な旧秩序への復帰でもあつた。ヨ

ロッパ的理論と、それを適用するために解釈されたインドの歴史との両面からの支持をとりつけるという立論方法は、ザミンダールとライヤットとの關係を調整する場合にも用意されており、一方には地主^{II}経営者が農民^{II}労働者を私益のために優遇するであろうという期待があり、他方にはかつて両者の間にあつた双務的な自然的利害關係が、ザミンダリー制によつて回復されるであろう、というみとおしがあつた（なおかれは、ライヤットを土地所有権者とは認めず、これを自由な労働者とみなした）。但し課税方法について永代定租制を主張したのは、理論から演繹されたというより、むしろ当時の現地行政官のあいだの支配的見解に随つたものとみられる。一般的な課税原則についてのみ、モンテスキューが援用されているにすぎない。

第三節 同右 B 商業綱領 (pp. 127-143)

土地^{II}地租制度における国家的土地所有説を批判したように、フランスは商業上の独占政策を排撃し、政府の商業への干渉の排除、自由競争、商業への非課税、を主張した。ここでもまた、重農主義的主張とならんで、ムガル朝が自由貿易政策を行なつていたという歴史解釈が現われる。しかしこれらの商業論は単純に重農主義的ではなく、重商主義理論もまた援用されている。かれは商業を資本^{キャピタル}と増殖する手段として重視するとともに、東インド会社のディーワーニー獲

得を境としてベンガルの国際貿易上の地位が地金銀・正貨の流入国から流出国へ転落したと指摘し、会社の投資政策などによる流出を阻止し、地金銀・正貨の運動方向を逆転させるために、イギリス人がインドで蓄積した貨幣を本国に送金せず、現地の農・工業、またはイギリス人以外のヨーロッパ人による貿易に投資することを提案しており、外国人の指導によつてインド商品の増産と改良、外国貿易の開発をおこなうことを示唆している。(本節でとりあげているのは前掲計画書ではなく、「スエズ貿易」と題する別の手稿である。)

第四節 「ベンガルの王は誰か」(pp. 143-159.)

フランスはベンガルの混乱の原因をそこで行使される權威・権力の多元性に求め、混乱を排除するためにベンガルをイギリス国王の直轄植民地とすることを提案した。商業団体である会社が同時に行政組織でもあることを、かれは非難した。しかしイギリス国王の主権下におかれたベンガルは、なお在地の法、制度をもつて統治され、税務は現地人官吏によつて執行されるべきであり、ヨーロッパ人の入植、法律や公務員のイギリス化は避くべきであつて、イギリス化は曆法の改革と公文書における英語の採用にとどまるものとされた。

かれはベンガルについては征服者の権利を認めたが、ペナンスを除く、インド他地方への領土拡張には反対し、ベンガルの領有自体も永続するものとは考えなかつた。政治において

もまたフランスは、重農学派の法律、政体についての理論や、反植民地理論を論拠としたのである。

第五章 理論の進歩 (pp. 160-186.)

第一節 一七八四年法とマクファーソン政府の窮地 (pp. 161-167.)

フランス案は否決されたが、一七八四年のいわゆるピットのインド法は明確ながらザミーンダリー定租制への方向を示唆し、J・ショーが現場行政官の間からもそれを要望する傾向が強くなつた(ショーは永代定租でなく終身定租を主張した)。しかしマクファーソン臨時総督は決定的な政策転換を行ないえなかつた。

第二節 コーンウォリス侯と改革理念 (pp. 167-173.)

コーンウォリス総督が抱いたザミーンダリー永代定租制の根本的理念―封建的諸特権の解消、近代的な地主―農業経営者層の創出、土地私有権の保障による農業投資の確保、階層的社会秩序の回復など―は、総督自身の重農学派的思考にもとづくものであつて、同制度の採択は会社中央の指令や現地行政官の間の空気に左右されたものでもなく、かれ自身が嫌悪したフランスに負うものでもなかつた。インド経済政策の基調はヘイスティングズ期以降、重商主義から重農主義への転換をとげつつあり、コーンウォリス自身の立場がこれと矛盾しなかつたのである。

第三節 トマスローとその「ザミンダリー永代定租制

の」最終形態における論理 (pp. 173-186.)

ビハール(パトナ) 県収税官ローは、フランシス案、フランスの啓蒙主義者や重農学派、ブラックストーン、A・スミスに理論的根拠を求める一方、現地行政の経験をも立論の基礎として、定租制(ロー自身の用語では *mugarrari plan*) 実施を主張した人物である。かれはフランシスに多くを負っているが、後者がザミンダールの封建的諸特権を存置し旧来の「家柄」の存続を望んだのに対し、ローはザミンダールの裁判権・内国関税徴収権の撤廃、土地市場・土地所有者間の自由競争を通じて行なわれるより企業心ある者への土地の移転を主張した点で、後者より前進していた。ローはさらに会社の貿易独占権廃棄を主張し、定租制下の農業が投資による改良を通じて工業原料となる商品作物の栽培を拡大すること、ザミンダールの生活状態の改善が商品需要の増大をもたらしイギリス工業製品のインド輸入を可能にすることを展望していた点で、自由貿易時代のインド政策を先取りする立場にあつた。

第四章 最初の疑惑 (pp. 187-199.)

最初はフランシスにいくらか近い立場にあつたJ・ショーは、永代定租制度実施の段階ではかえつてこれに反対した。ショーは永代定租制を即座に実施するのでなく、その実施が

可能となる時期まで十年定租のような長期査定をくりかえし、充分な経験と知識とを集積すべき旨を主張したが、ショー案の内容はたんなる時期をめぐる問題だけでなく、フランシス案の全体系をその前提諸条とともに否定する性質のものであつた。フランシスがヨーロッパの思想・学説を先験的、演繹的に適用しようとしたのに対し、ショーはヒンドゥー、イスラムの古文獻や地方文書、現地人との接触、小農園経営(?) などを通じて経験的、帰納的に立論した。ショーは結局、ザミンダールが最大の地権をもつことは認めしたが、しかしそれはヨーロッパ的なみでの所有権とは異なることを指摘し、ザミンダールに土地所有権を付与するのは現在の権利のゆえでなく、政策上の必要からである、と理解した。かれはさらに現存するザミンダールの資質、能力から判断して、一片の法令がかれらを近代的地主農業経営者にかえるというフランシスの前提を却け、逆に政府のザミンダールに対する干渉(経営や資産内容の調査、対ライヤット関係の規制)を主張した。永代定租制の放棄、土地調査、農民保護立法、土地所有者の所得増取分に対する政府の課税権の留保、などをふくむショー案は、十九世紀の反コーンウォリス体制の諸論点を先取したものであつた。

以上が本書の梗概であるが、ここで多少の論評をつけたいと思う。

本書によつて永代定租制が、J・ミルのいうごとくコーンウォリス侯の貴族趣味の産物でなく、当時のヨーロッパ諸思潮の合流の上に形成されるに至つた経緯が明らかにされたことは、大きな貢献として率直に評価すべきであらう。そしてまた、従来のおよそ無味乾燥な、為政者の性格、行政機構、征服戦争、政府部内の軋轢などの記述をもつてみられたこの時代の歴史に較べるならば、本書のごときアブローチや叙述は、ストウクス氏前掲書などとともに、近代インド史研究の一方を開拓したものととして、その限りでの賞讃は贈られるに値しよう。

しかし私は、多少超越的な批判になるかもしれないが、以上とはまつたく別の所に問題があるのを感じている。この種の研究は確かに植民地政策をいובה広い視野の内に位置づけて理解し、近代インド史の解釈を豊富ならしめるには違いないが、反面では、政策理念の思想的淵源を訪ねることに急なあまり、その政策の対象となつたインド人民側の問題は完全に捨象され、政策が植民地の政治的支配と経済的収奪のために本来立案されたという根本的な事実も忘却される。飛躍したい方になるかもしれないが、支配・収奪不在の、ヨーロッパの思想学説の消長・交替の場としての、植民地時代史、後進国開発政策史さえ書かれる危険がないとはいえない。

グハ氏の著書に帰つて問題を指摘するならば、まずヘイスティングズの扱いかい方が問題とならう。著者は収租請負制度の立案施行者としてのヘイスティングズのみを問題としていようであるが、実際にかれが行なつた一七七二年の巡回委員会の査定報告を検討するならば、請負人常に外来者でなく入札額が満足すべきものであれば、ザミーンダールの在来の領有を形の上では認めており、しかもかれらの従来享受した商税、科料、雑税などの特権収入を一切禁止し、かれらとライヤットとの関係を文書契約に立脚せしめる意図があつたことは明らかである。また裁判権の会社政府への一元化もヘイスティングズの政策であつた。封建的諸要素の解消は特にトマスローが始めて唱へたものではなく、ヘイスティングズが、実効のほどはともかく、既に実施していたのであり、この点が完全にみおとされている。

* この点を私は修士論文（一九五六年）のうち、未発表の部分で指摘してある。巡回委員会報告は今世紀はじめにベンガル政庁から刊行されたが、これは日本にはなく、私が用いたのは、W. W. Hunter, *The Annals of Rural Bengal*, London, 1897. 卷末付録の同報告の抜萃である。むしろヘイスティングズの土地地租政策は論理的には国家的土地所有説を前提としており、私有財産制の確立を基軸とした植民地開発構想はなかつたのであるが、そこまでは行かずとも、商品の調達と輸送の自由を確保することはブルジ

ヨアジの植民地政策である限りは不可避のことであり、無視してすまされる問題ではない。そして私有財産制の確立にしても、それはあくまでイギリス人のインドにおける土地への投資の前提たる限りで意味をもつのである。重農主義その他の思想学説が植民地政策を形成したのでなく、イギリスブルジョアジの要求がそれらの思想学説を採用したのである。上記のヘイステイングズの政策志向が不問に付されたことを、私は、著者の失策とみるより、むしろ方法に内在する欠陥―植民地支配の本質把握を回避すること―にあると考えたい。

* 永代定租制の採用に当つて、プランターであつたチャールズ・グランドが本国要路と折衝したことを想起せよ。C. H. Philips, *The East India Company, 1784—1834*, Repr., Manchester, 1961, p. 69; A. Embree, *Charles Grant and the British Rule in India*, London, 1962, p. 116.

次に注意してよいのは、グハ氏の永代定租制の破綻原因の説明である。著者は別にまとまつた説明を施しているわけではないが、(一)フランスス案において将来の人口増加への展望が欠落していたこと(p. 124)、(二)地租額のみを永代固定し、ザミーンダールとライヤーととの関係を政府の規制外においたこと(p. 126)、(三)永代定租制が意図した資本制的農業の発展に必要な「自己主権下の国内市場」が、結局はイギリ

ス資本に掌握されたこと(p. 128)、を本論に附随して挙げている。これらの論点は十九世紀はじめの行政資料を通観すれば、なるほどいちはもうもつともなことである。しかしそれでは、人口増加に伴なう土地保有零細化への対策をも用意し、ザミーンダールなどの(中間者)を排除したライヤーヤットワリー制が、果して所期の目的を達したであろうか。(一)、(三)の論点は十全ではない。また永代定租制は、商業貿易政策における在地商人勢力の排除と併行して進められており、そもそも植民地政策の一支柱として実施されたものである以上、「自己主権下の国内市場」などは本来意図される筈はなかつた。(二)の論点は的外れも甚だしいといわねばならぬ。

第三に、著者はR・ペアズによる「収奪植民地」と「移住植民地」との分類をひいて、フランススは前者の重要性を限られた意味では否定していないが、かれが構想したヨーロッパ人の入植は商品作物中心のプランテーション型のもので、しかも入植地を荒蕪地に限定するのであるから、前者が支配的となることを欲していなかつたのだ、と論じている(p. 156)。これは、すこぶる疑問である。ペアズの植民地分類は大体北アメリカ、西インド諸島の植民者と本国との関係を基礎においてなされているもので、アジアに直ちに適用されうるものでなく、まずペアズ概念の当否を問う必要がある。入植者が穀物をもつて本国製品への代価を支払うというペアズの

意味の「収奪植民地」は、フランススの構想になかったといえ、かれの案は本来別の形態の収奪のために作られたことを忘れるべきではない。上述の如き評価は、インド人たる著者の思想にかかわる問題である。

第四に、フランスとコーンウォリスとの間の政策理念における継承関係は説明されたものの、前者が主張した会社の貿易独占権撤廃が一八一三年まで、統治と貿易との分離が一八五八年まで、実現されなかつたことを、グハ氏はまづたく説明していない。それは本書の視野の外といえはそれまでであるが、この点を度外視しては、植民政策史におけるフランス案、あるいはかれが依拠した重農学説の位置づけ、貢献の度と限界などは、完全に把握されたことにはならないであろう。これも思想学説をそれ自体としてしか扱わず、それらが本来支配と収奪のための道具であつたことを認識しない、という方法上の欠陥に由来するのではあるまいか。

他にも論ずべき点はあるが、予定の紙数をはるかに越えたので、以上にとどめる。総括的にいえば、私は本書を実証研究の限りでは、つまり個々の事実の指摘の点では、評価しえても、その事実評価の仕方や本書全体を貫く著者自身の思想、方法には同意できない。歴史の主体を没却した諸思潮の合流という観点、植民地人民とのかかわりを無視した私有財産権確立、資本導入、経済開発構想、等々の研究が、現代に

おいてどのような利害関係にもつともよく奉仕しうるかを、われわれは慎重に考慮すべきであろう。

(なお、本書中に紹介されているフランススやローのインド封建制論については、紙数のつごうで割愛した。)

Ranjit Guha, *A Rule of Property for Bengal, An Essay on the Idea of Permanent Settlement*, Paris—The Hague, 1963, 222 pp.